

令和 4 事業年度

監事の監査報告書

監 事 監 査 報 告 書

監事は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項^{*1}及び第 38 条第 2 項^{*2}の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の 2022 事業年度（2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及びこれらの附属明細書）及び決算報告書等の監査を実施しました。

その監査の方法と結果について、下記のとおり報告します。

2023 年 6 月 27 日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

監 事 三宅 正純

監 事 小林 洋子

¹ 監事は、独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

² 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告（次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）を添付しなければならない。

I 監査の結果^{*3}

1. 業務監査の結果

- (1) 機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、効果的かつ効率的に事業が運営されているものと認めます。
- (2) 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は、相当であると認めます。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められませんでした。特に、昨年度 H3 ロケット打上延期の主要因となっていた LE9 エンジンについては、技術的な問題を克服しその性能を確認できたことは前向きにとらえるべきと考えます。しかしながら、イプシロン 6 号機や H3 ロケット試験機 1 号機の打上げ失敗については、徹底した原因究明が現在進められているところ、今後、プロジェクトを取り巻く組織的な背後要因の有無まで深掘した分析評価を行い、真に再発防止に向け組織一丸となって取り組むことが信頼回復に向け急務です。
- (3) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められませんでした。

2. 会計監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表及び決算報告書は、必要な事項を正しく示していると認めます。

3. 事業報告書についての意見

- (1) 事業報告書は、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン(2018 年 9 月 3 日設定)」に従い、機構の状況を正しく示していると認めます。

II 監査の方法及びその内容

監事は、「2022 年度監事監査計画」に基づき、機構がその業務を、関係法規、業務方法書、中期目標、中期計画、年度計画、内部規程等に基づき適正に運営しているか(通則法第 19 条)、また、財務諸表等が適正であるか(通則法第 38 条)について、監事を補佐する監事室とともに、次の通り、監査を行いました。

³ 「独立行政法人の監事の監査報告の記載例について」(総務省行政管理局)に従った書き方とした

1. 監査の進め方

- (1) 監事は、理事長と監事の間の了解^{*4}に基づき、機構の協力を得て、次の監査活動を行いました。
 - 機構の事業運営に関する事項について資料の提出又は説明を求めること。
 - 会計に係わる事項について帳簿、書類等の提出を求め、これを検査すること。
 - 機構の事業運営及び財産の状況等について実地に調査し、説明を求めること。
 - 理事会議その他重要な会議に出席し、意見を述べること。
 - 機構の重要な意思決定に係わる文書等について、回付するように求めること。
- (2) 監事は、理事長、副理事長と、定期的会合をもち、機構の運営方針、課題等を確認するとともに、監査結果について意見交換しました。
監事は、2項に示すように「閉鎖研究不適合事案」に関して特別監事監査を実施し、改善を必要とする事項があると認め、理事長に意見を述べるとともに改善措置を提言し、その措置結果について報告を受けることとしております。
- (3) 監事は、「監査役監査基準」^{*5}及び「監事監査指針」^{*6}を参考としながら、機構の業務運営のリスク評価に基づき、「2022 年度監事監査計画」を策定し、監査対象及び方法を選定して、監査を行いました。
- (4) 監事は、上記(1)から(3)までの監査を行うことによって、機構の業務運営の適正さや財務諸表等の適正さを判断するに必要な情報を得た、と判断しています。

2. 特別監事監査(閉鎖研究倫理不適合事案)

(1) 監査の目的、監査方法

有人宇宙技術部門(以下、有人部門)の閉鎖研究不適合事案に関し、有人部門による「医学系指針不適合等対策検討チーム(以下、対策検討チーム)」の調査結果、「特定不正調査委員会」による調査結果及び評価監査部による内部監査結果等を踏まえ、関係者へのヒアリング等を実施し、背後要因を含めた原因分析を行い、内部統制上の問題点を確認し、再発防止対策等への助言、提言を行いました。

(2) 監査結果、総括

- 将来の国際宇宙探査における有人長期滞在計画参加に向け、閉鎖研究を積極的に進める、との 2015 年当時の有人宇宙技術部門内の方針のもと、適切な人材、研究計画、体制等が整っていない中、大がかりな閉鎖研究を強引に進めたことが今回の様々な問題を起こした大きな要因であると考えます。

⁴ 監事監査要綱(平成 15 年 10 月制定、令和 2 年 3 月 19 日改正)

⁵ 公益社団法人日本監査役協会、平成 27 年 7 月 23 日改定版

⁶ 独立行政法人、特殊法人等監事連絡会 平成 26 年 12 月制定

- 対策検討チームの調査報告書においては、研究者の能力不足、規範意識の低さ、医学研究に対する認識不足等を医学系指針への不適合が発生した要因としていますが、特別監事監査の結果、本研究体制には司令塔機能やチームビルディングが欠如していた等の組織的な背後要因が存在していたことを確認しました。
- 従って、今後、今回の事案発生の背後要因も含めた課題、反省点、教訓を十分に深掘し、JAXA でなければできない宇宙医学研究を含む将来ビジョンを早急にとりまとめ、大学、研究機関等の外部との連携を図り、将来ビジョン実現を推進する強力な研究リーダーの下、実行チーム体制を構築することが信頼回復に向け重要であると総括します。

3. 重点監事監査項目

(1) 総括

各部、部門、事業所の業務監査を通じ、経営事業方針の内容が各事業計画に適切に取り込まれ、業務目標として具体的な取り組み方針が整備されていることを確認しました。

(2) 人材リソースの確保／人材育成

- JAXA に対する期待・役割に確実に答えるための人材リソースの確保について、監査対象部署の取り組み状況を確認しました。
- その結果、キャリア採用の通年化、拡大化等に伴い、各部、部門、事業所とも、プロパー職員が不足している分野への体制強化に取り組み、広く JAXA で活躍できる人材として採用し育成していることを確認しました。
- 一方で、主要な事業所や共通事業部門において、管理業務担当の中堅職員が不足し、高齢化が進んでいることを共通的な課題として確認しました。こうした人材の確保を持続可能とするために、部署間の人材の流動化等、同じ課題を抱える部署間で連携し、JAXA プロパーとしての知見を必要とする分野の人材の中長期的な活用計画を整理する必要があると考えます。

(3) 業務の効率化、合理化への取り組み

- 各部、部門、事業所の取り組み状況を確認し、今後の方向性について意見交換を行いました。
- 特に、筑波宇宙センター管理部が主体となって進めている「事務支援一括契約」については、2024 年度からの更なる規模拡大に向け、業務分析、プロセスの定型化を細部にわたり検討調整し、関連部署間で請負業務の見える化を図っており、その調整手法を含め、他の事業所等への模範となる成果が期待できる取り組みになっていると高く評価しています。

(4) 役職員のコンプライアンス意識の徹底

- インシデント発生防止へのプロアクティブな取り組み

- 今年度は、各部署の業務の特徴、固有のリスクに応じたプロアクティブな取り組み状況を確認しました。
- 全般的には、JAXA 共通の研修に基づく対応を行っている部署がほとんどで、業務上起こり得るコンプライアンス事案を想定した研修等を実施しているところは少なかったところ、過去に発生した事案における具体的な限界事例を共有する等、各職員が自分事としてコンプライアンス意識の徹底を図る取り組みが引き続き重要であると考えます。
- また、重大なコンプライアンス事案の背後要因にはハラスメントの存在が認識されており、心理的安全性を担保した相談しやすい職場環境が重要であることを再認識しました。

➤ ハラスメント相談員窓口

- 角田宇宙センター、相模原キャンパスのハラスメント相談員と意見交換を行い、プロアクティブに相談事案の水平展開等に積極的に取り組んでいることを確認しました。今後、各所属長や基幹職は、可能な範囲でハラスメント相談員と連携し、深刻な事案になる前に職場内でフォローし、問題解決を図り職場風土を改善することを期待します。

➤ 法令違反事案への対応

- 昨年の監事監査報告書において、請負業者等が常駐している職場にて、ハラスメント事案が偽装請負等の法令違反に直結するリスクとなっていることを指摘しましたが、残念ながら、実際の事案処理において、ハラスメント委員会にて偽装請負の可能性が指摘され、更なる調査と改善対策を要する事案となりました。
- こうした法令違反を含む複雑な事案の処理については、ハラスメント事案と並行して重要な法的なリスクを評価し、水平展開を含め迅速に経営判断に附するケースもあると考えます。更なる関係部署間の密接な連携と、経営層への速やかな連絡が必要と考えます。

4. 経常監査

- (1) 監事は、理事会議をはじめ、プロジェクト進捗報告会、事業進捗報告会、人材育成委員会、安全審査委員会、環境経営推進会議、新型コロナウイルス対策本部会議などの重要会議に出席し、業務の状況や課題が経営層に的確に報告され対処されているか、法令等に基づき問題が無いか、理事長の意思決定が合理的になされているか、を確認しました。

また、監事は、機構が通則法第19条第6項で定める書類を主務大臣に提出しようとするときには、当該書類の調査を行いました(2022年度は、令和3年度決算関係書類の提出など)。

さらに、役職員等から内部統制システムの構築及び運用の状況について定期的に報告を受けるとともに、コンプライアンス事案に係る委員会等に出席し、機構全体のリスクマネジメントのPDCAサイクルが有効に機能しているか、コンプライアンス違反防止体制が必要十分に整備されているか、経営方針が機構組織の末端まで伝達され咀嚼されているか、顕在化したコンプライアンス事案

への再発防止等の対策が適切に行われているか、などに留意して監視・検証しました。

(2) 監事は、機構の業務の状況は事業報告書に正しく示されているか、時宜に応じた情報が公表され、機構の説明責任が果たされているかについて、理事会議その他重要な会議や理事長が行う内部評価に出席し、あるいは、機構の業務運営における監査において、問題が無いことを確認しました。

(3) 監事は、主要な事業所(筑波宇宙センター、相模原キャンパス、調布航空宇宙センター、鹿児島宇宙センター、角田宇宙センター)について監査を行い、当該事業所における事業が適切に行われているか、事業所としての運営及び管理、地元との連絡調整などに問題は無いかなどを、関係職員との対話、書類閲覧、一部施設設備の実地調査等により確認しました。また、その他の事業所等については、ワシントン駐在員事務所、ヒューストン駐在員事務所、名古屋空港飛行拠点、あきる野実験施設の現地往査を行いました。

さらに、主要な組織(財務部、広報部、周波数管理室、有人宇宙技術部門(事業推進部、宇宙飛行士運用技術ユニット)、国際宇宙探査センター(火星衛星探査機プロジェクトチーム)、モスクワ技術調整事務所)について、事業の実施状況、管理状況などを、関係職員との対話、書類閲覧等により確認しました。

(4) 契約の適正性についての監査

- 監事は、四半期毎に開催される契約監視委員会に委員として出席し、調達等合理化計画の点検を行うとともに、サンプリングによる個別契約の審議を行い、随意契約の適正性及び一者応札比率の改善に向けた取り組みの進捗状況を確認しました。
- 監事は、5億円超の契約伝票(支出契約457件1,032.8億円及び収入契約45件399.9億円)の回付を受け、必要な場合は質問をし、問題があれば改善を要請しました。
- 監事は、随意契約、参加者確認公募の適正性などを審査している契約審査委員会(開催43回、案件数3,160件)の報告を受け、必要な場合は質問をし、問題があれば改善を要請しました。

(5) 財務諸表等の監査

監事は、財務部と必要に応じミーティングを行い、財務会計システムの運用状況等の確認を行いました。また、決算に関わる会計上の課題等について意見交換を行った結果、昨年度に引き続き以下の課題が継続していることを認識しました。

- 補助金で取得した処分制限財産の扱い
 - 昨年度、民間への事業移管を促進するため、制度面では、補助金で取得した財産(処分制限財産)の民間利用に関する認可を得る等の課題を識別し、経営層を交えた関係府省との調整が重要であると意見しました。

- 今回、イプシロン S ロケットの民間移管に向け、選定された事業者より要望のあった使用済みとなったイプシロンロケット射場設備の一部の無償譲渡を計画しているところ、補助金で取得した射場設備について処分制限期間内の無償譲渡は不可との回答が文部科学省よりなされるという具体的な課題を認識しました。
- 基幹ロケットの民間への事業移管は JAXA の経営方針にも沿った重要な施策であり、国の宇宙政策にも合致しているところ、今後は同様の案件において認可が得られるよう経営層も交えた調整をより積極的に行うことが必要であると考えます。

- 監事は、毎月合計残高試算表等の報告を受け、主な勘定科目の増減理由などについて説明を聴取しました。
- 監事は、2022 年度の財務諸表及び決算報告書の提示を受け、会計基準の改正への対応などについて説明を聴取し、財務諸表等が必要な事項を正しく表示しているかどうか確認を行いました。

(6) 会計監査人との連携

- 監事は、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な会計監査を行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けるとともに、監査に立ち会う等、必要に応じて説明を求めました。
- 監事は、会計監査人から、2022 年度の会計監査計画の説明を受けるとともに、2022 年度の会計監査における留意点について意見交換を行うなど、会計監査人との連携に努めました。
- 監事は、会計監査人から、監査報告書の写しの提出並びに実施した監査及びその結果の報告を受け、監査報告の内容が適切であることを確認しました。

(7) 内部監査部門・業績評価部門との連携

- 監事は、評価・監査部と、定期的にミーティングを行い、内部監査やセキュリティ監査の状況及び結果並びに業績評価の状況及び結果を把握しました。
- 特に、閉鎖研究不適合事案の特別監事監査については、第一線、第二線の報告書に記述されている事実の内部監査部門による確認・検証結果等を踏まえ、監事として第三者調査委員会相当の深度ある監査を実施し、経営層への提言をまとめることができました。

(8) その他

監事は、会計検査院が主催する決算検査報告説明会や独立行政法人・特殊法人等監事連絡会(今年度はオンライン及び書面配布による開催)に出席したほか、他の国立研究開発法人の監事と情報交換を積極的に行い、監査の参考

としました。また、独法等監事連絡会や日本監査役協会が提供するオンラインセミナー、監事情報交換会等に参加し、得られた情報を監事監査に反映しました。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定^{*7}において定められた監査事項についての意見

過去の閣議決定において定められた監査事項については、監事は、上記の監査活動の中で監査を行いました。

その結果、2022 年度における、給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、理事長の報酬水準の状況及び保有資産の見直しについての機構の取組みは、妥当であると認めます。

以 上

⁷ ・独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日)
・独立行政法人の抜本的な見直しについて(平成 21 年 12 月 25 日)
・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日)
・独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成 25 年 12 月 24 日)

令和 4事業年度

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和5年6月22日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

理事長 山川 宏 殿

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 村 彌 角

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 戸 津 禎 介

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4事業年度の財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の令和5年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、国立研究開発法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分）及び事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。国立研究開発法人の長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における国立研究開発法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する国立研究開発法人の長及び監事の責任

国立研究開発法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために国立研究開発法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立研究開発法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 国立研究開発法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに国立研究開発法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第 39 条の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの令和 4 事業年度の損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

国立研究開発法人の長及び監事の責任

国立研究開発法人の長の責任は、法令に適合した損失の処理に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立研究開発法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利害関係

国立研究開発法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上